

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査

審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 長期基本計画（未来構想）2022～2041および中期基本計画2022～2026を策定している。 (2) 長期基本計画（未来構想）ならびに中期基本計画を本連盟HPにて公表している。 (3) 長期基本計画（未来構想）ならびに中期基本計画の策定にあたり、関係委員会（企画委員会、国際委員会）が合同会議を重ね協議を行った上で計画を策定し、令和3年度第5回理事会議決事項として審議され、承認された。 本連盟ではMission・Vision・Valueを策定している。 策定にあたっては、運営本部が協議を重ね案を作成し、本連盟HPにおいてパブリックコメントを募集し調整を図った。最終案については令和7年度第2回理事会決議事項として審議後承認された。その後、令和7年度臨時評議員会議決事項として審議後承認された。 Mission・Vision・Valueは本連盟創立100周年記念式典(令和7年6月21日開催)で発表し、本連盟HP上でも公表している。	1. ソフトテニス長期基本計画（未来構想）2022～2041 2. ソフトテニス中期基本計画2022～2026 3. 令和3年度第5回理事会議事録 4. Mission・Vision・Value 5. 創立100周年記念式典次第 6. 令和7年度第2回理事会議事録 6-2.令和7年度臨時評議員会議事録 7. 運営本部・専門委員会・部会名簿（運営本部）
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 「事務局規程」において職員定数を定めている。 (2) 人材の採用及び育成に関する計画は、策定済みの中期財務方針ならびに策定予定の中期財務計画と連動の上、運営本部が指針を示し、関係委員会が計画を策定する予定であり、令和8年度の事業計画に盛り込み、令和8年度定時評議員会において承認を得た後、本連盟HPで公表する。	8. 事務局規程 9. 中期財務方針
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 定款に基づき、毎事業年度ごとに事業計画書ならびに収支予算書を策定している。 (2) 毎事業年度ごとに事業計画書ならびに収支予算書を本連盟HPにて公表している。 また、中期財務方針を策定し、本連盟創立100周年記念式典(令和7年6月21日開催)で発表し、HP上でも公表している。 (3) 事業計画ならびに収支予算書については、各専門委員会毎に計画案を策定し、理事会において審議され、評議員会の決議を以て策定している。なお、収支予算書については職員が素案を作成し、財務委員会での検証ならびに適宜会計士や税理士からの助言を得て最終案を作成し、理事会ならびに評議員会にて審議、承認されている。	6. 令和7年度第2回理事会議事録 6-2. 令和7年度臨時評議員会議事録 7. 運営本部・専門委員会・部会名簿（運営本部） 9. 中期財務方針 10. 令和7年度事業計画書 11. 令和7年度収支予算書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（１）令和5年度第6回理事会において理事の多様性確保に係る役員選出規程改正について諮られ、外部理事の目標割合を25%以上とすることが決議された。 （２）令和5年度第6回理事会において理事の多様性確保に係る役員選出規程改正について諮られ、女性理事の目標割合を40%以上とすることが決議された。 ・令和6年度6月役員改選において、理事構成比は外部理事割合26%、女性理事割合43%となった。 ・役員選考委員会が作成した会長推薦理事（外部）推薦書には理事に期待される知識・経験・能力の観点及び各理事の選任観点として7項目を定め、推薦書提出時には該当する項目を記述させている。 ・代表監事には弁護士資格を有する有識者を配置した。	12. 役員選出規程 13. 令和5年度第6回理事会議事録 14. 役員名簿 15. 会長推薦理事（外部）推薦書
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（１）評議員の多様性確保については、次回改選時（令和10年6月）に向けて運営本部が中心となり、2026年6月までに多様性を確保する為の目標割合の設定をするとともに、具体的な方策を策定していく。	67. 評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（１）本連盟ではアスリート委員会が設置されており、毎年1～2回の割合で委員会が開催されてきたが、令和6年度においては専門委員会の改選および強化チームの合宿開催日程等により委員会が開催されなかったが、令和7年度においては例年の委員会開催回数と同等に開催していく。 （２）令和6年度の改選から同委員会は委員長1名、副委員長2名、委員3名の計5名で構成されており、構成員は本連盟理事2名、日本代表監督1名、選手2名となっている。女性委員の比率を40%(2人/5人)とし、多様性を確保した。 （３）アスリート委員長に理事を配置し、委員会の意見を適宜反映する体制を整えている。	7. 運営本部・専門委員会・部会名簿（アスリート委員会） 49. アスリート委員会規程 68-1 令和3年アスリート委員会議事録 68-2. 令和4年アスリート委員会議事録 68-3. 令和5年アスリート委員会議事録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（１）本連盟の定款で定められた理事の定数(20名以上23名以内)は適正な規模であり、実効性を図ることが出来ている。	18. 定款 14. 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）役員選出規程第5条(役員の定年制)において、役員は選任時にその年齢が70歳未満と定めている。	12. 役員選出規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	（1）役員選出規程第6条(再任制限)において、理事の在任年数は10年以内と定められている。 （2）役員選出規程第6条(再任制限)において、連続する在任年数が10年に達する場合であっても、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があると役員候補者選考委員会が評価した場合は、さらに1期又は2期再任させることが出来ると定められている。 また、再任期間を満了した者については、満了後4年以上経過した時点で再び理事候補者となることが出来ると定められている。	12. 役員選出規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（1）独立した諮問機関として役員候補者選考委員会を設置している。 （2）（3）委員会の構成は9名以内の委員により構成され、外部委員が3名以内（うち1名は女性とする。）、理事が3名以内(業務執行権を有する者から2名以内、理事会が推薦する者1名とする。）、評議員が2名以内(原則として東日本、西日本地区から各1名以内とする。）、アスリート代表1名以内（本連盟アスリート委員会が推薦する者とする。）とし、多様性を確保している。 委員長には外部委員として有識者を配置している。	12. 役員選出規程 64. 役員候補者選考委員会名簿 69. 令和6年度第1回役員候補者選考委員会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	(1) 法令を遵守するために必要な各種規程を整備し組織運営にあたっている。	8. 事務局規程 17. 倫理規程
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的 な規程を整備しているか	(1) 法人の運営に関して必要となる各種規程を整備し組織運営にあたっている。	8. 事務局規程 12. 役員選出規程 18. 定款 19. 会員登録規程 20. 競技者規程 21. 専門委員会規程 22. 会計事務規程 23. 加盟団体規程
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	(1) 法人の業務に関して必要となる各種規程を整備し業務にあたっている。	8. 事務局規程 19. 会員登録規程 20. 競技者規程 22. 会計事務規程 24. 公認審判員規程 25. 技術等級制度規程 26. 表彰規程 27. 文書管理規程 28. 旅費支給規程 29. 慶弔規程 30. コート公認規程 31. ソフトテニス用具・用品お よびテニスコート施設に関する 公認規程 32. 公印規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	(1) 役員等の報酬ならびに職員の給与および旅費支給等の費用に関する規程を整備し運営にあ たっている。	8. 事務局規程（事務職員給与規 程） 28. 旅費支給規程 33. 役員及び評議員の報酬並び に費用に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 定款ならびに特定費用準備資金等取扱規程および会計事務規程を整備し運営にあたっている。	18. 定款 22. 会計事務規程 34. 特定費用準備資金等取扱規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 定款のほか維持会員規程ならびに会員登録規程等の財政的基盤を整える各種規程を定めて運営にあたっている。	18. 定款 19. 会員登録規程 23. 加盟団体規程 31. ソフトテニス用具・用品およびテニスコート施設に関する公認規程 34. 特定費用準備資金等取扱規程 35. 維持会員規程 36. 会員及び会費に関する規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) および (3) 「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」において編成基準を定め、選考人数、選考時期、選考方法等を定めており本連盟HPで公開している。 (2) 競技者規程において選手の権利保護等に関する事項を整備している。 また、日本代表チーム等の選手等の肖像等の取り扱いに関し、肖像等の取扱規程にて定めている。 (3) 「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」は、強化委員会が案を策定し、理事会において承認を得て施行されている。	7. 運営本部・専門委員会・部会 明媚（強化委員会） 20. 競技者規程 37. 日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準について 52. 肖像等の取扱規程 65. 令和6年度第9海理事会議事録
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 公認審判員規程ならびに審判委員選考規程を整備し運営にあたっている。	24. 公認審判員規程 38. 審判委員選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	(1) 法的な相談や問い合わせについては 弁護士と顧問契約を締結しており、財務 会計面については公認会計士ならびに税理 士および社会保険労務士と顧問契約を締 結している。 (2) 監事に弁護士を配置しており、必要 に応じて相談や助言を受ける体制を確認し ている。	39. 弁護士との顧問契約書 40. 会計士との顧問契約書 41. 税理士との業務委任契約書 42. 社会保険労務士との業務委託契約書 43. 理事・監事調書
20	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	(1) (3) 倫理・コンプライアンス委員会 を設置しており、女性委員を1名配置して いる。 倫理・コンプライアンス委員会は年1回以 上定期的に開催しており、令和6年度にお いても1回開催された。 (2) 倫理・コンプライアンス委員会所掌 事項等については、倫理・コンプライアン ス委員会規程で定めている。	7. 運営本部・専門委員会・部会名簿（倫 理・コンプライアンス委員会） 44. 倫理・コンプライアンス委員会規程 47. 令和6年度事業報告書 70. 令和6年度第1回倫理・コンプライ アンス委員会議事録
21	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に 弁護士、公認会計士、学識経験者等の有 識者を配置すること	(1) 倫理・コンプライアンス委員会の構 成員に弁護士を配置している。	7. 運営本部・専門委員会・部会名簿（倫 理・コンプライアンス委員会） 44. 倫理・コンプライアンス委員会規程
22	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための教育を実施すべきで ある	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	(1) 役職員に対するコンプライアンス研 修として、JOC NF総合支援センターが 開催する法務サポート研修会に役職員が 参加している。参加出来なかった役職員 へは、アーカイブ動画や配布資料等を送 付し、フォローアップを図っている。 令和7年度においても研修会へ継続参加 していく。 また、令和7年度臨時評議員会（2025 年2月度開催予定）において役職員の他 評議員も対象としたコンプライアンス研 修会を実施することが令和7年度第4回理 事会にて報告された。	45. 令和6年度 JOC NF総合支援センター 主催法務サポート研修会役職員参加履歴 46. 令和7年度第4回理事会報告資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）選手ならびに指導者を対象としたコンプライアンス研修会の実施計画が令和7年度第4回理事会にて報告された。 指導者対象研修会：2025年9月～10月度開催予定 選手対象研修会：2025年11月～2026年2月度開催予定	46. 令和7年度第4回理事会報告資料 66. 令和7年・8年 強化チームスタッフ/令和7年ナショナルチーム選手/令和7年全日本U-21チーム選手/U-17チーム選手/U-14チーム選手リスト
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）令和5年度全国審判委員長会議においてコンプライアンス研修を受講した本連盟審判委員長が講師となり、毎年度開催する1級審判員検定会・研修会において受講生を対象としたコンプライアンス研修を実施している。	62. 令和5年度全国審判委員長会議コンプライアンス研修投影資料 63. 令和6年度1級公認審判員検定会・研修会開催日程一覧
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（1）法律ならびに税務および会計等において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容の検証等については、倫理・コンプライアンス委員会、財務委員会が担当委員会として検証している。 （2）弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士と業務委託契約を締結しており、日常的なサポートを受けることができる体制を整えている。	7. 運営本部・専門委員会・部会名簿（倫理・コンプライアンス委員会、財務委員会） 39. 弁護士との顧問契約書 40. 会計士との監査契約書 41. 税理士との業務委任契約書 42. 社会保険労務士との業務委託契約書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）監事3名による内部監査および公認会計士による外部監査を定期的に行っている。 （2）監事は、役員選出規程に基づき、学識経験者1名、東日本地区の加盟団体から1名、西日本地区の加盟団体から1名、合計3名の監事を配置している。 （3）公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規程に準じて監査報告書を作成している。	14. 役員名簿 47. 令和6年度事業報告書 別表18 会計監査 48. 令和6年度決算報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	（3） 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（1） 本連盟では（公財）日本スポーツ振興センターなど他団体から助成・補助を受けている事業、また（公財）日本スポーツ協会から委託を受けている事業があり、対象事業については定められた実施要領等に従っている。担当者から事務局長、専務理事へと確認し決裁を得ることとしており、組織的に適正に実施している。 倫理規程において、本連盟関係者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行ってはならないと定められている。JSCによる定期的なスポーツ振興事業助成金の実態調査を受けている。 倫理規程において、補助金、助成等の経理処理は公益法人会計基準に基づく適正な処理を行うこと並びに流用や不正行為を禁じることが定められている。	17. 倫理規程 61. JSC案内文書：令和5年度事業を対象としたスポーツ振興事業助成金の実態調査の実施について 71. 令和7年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書/交付決定額内訳表
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	（1） 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（1） 貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務諸表に対する注記、付属明細書、財産目録により構成された決算報告書を本連盟ホームページにて開示している。	48. 令和6年度決算報告書
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	（2） 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（1） 日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準を定め本連盟HPで公開している。	37. 日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準について
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	（2） 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（1） 本連盟のガバナンスコード遵守状況はHPで公開している。	50. HP公開中 令和6年度スポーツ団体ガバナンスコード自己説明書式
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	（1） 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（1） 重要な契約については、利益相反ポリシーで定められている「利益相反行為」「利益相反管理体制」「判断基準」に基づき検証を行っている。 （2） 本連盟の利益相反ポリシーは、「目的」「関連当事者」「利益相反行為」「利益相反管理体制」「判断基準」「情報開示」「啓発及び相談体制」「見直し及び改廃」で構成され、これらに基づき管理している。	51. 利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 本連盟は利益相反ポリシーを定めており、HP上においても公開している。	51. 利益相反ポリシー
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 本連盟HPにおいて、通報相談窓口の案内と、「日本ソフトテニス連盟 指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ」を公開している。 (2) (3) 内部通報規程に定める業務に携わる者に対して、通報者の秘密又は個人情報その他の通報において知り得た情報を漏らしてはならず、本規程に定める業務以外の目的に利用してはならないと定めている。 (4) 内部通報規程第10条(通報者の保護)において、通報者に対する保護について定めている。 (5) 内部通報規程の施行に際し、規程内容、通報後の流れ、調査結果等の周知を徹底する為に、令和6年度臨時評議員会において倫理・コンプライアンス委員長より説明がなされた。	53. 内部通報規程 54. 指導基本規程 55. 指導基本規程違反救済申立 処理委員会及び指導基本規程違 反救済審査委員会規程 56. 令和6年度臨時評議員会議事 録
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 内部通報規程の運用体制としては、通報窓口を倫理・コンプライアンス委員会に設置すると定めており、同委員会には弁護士が配置されている。 倫理・コンプライアンス委員会は通報に基づく調査および調査結果に基づく対応において、必要に応じて顧問弁護士の助言を得て対応している。	7. 運営本部・専門委員会・部会 名簿（倫理・コンプライアンス 委員会） 39. 弁護士との顧問契約書 44. 倫理・コンプライアンス委 員会規程
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 懲戒手続規程では、「違反行為」、「違反行為に対する処分の種類・内容」、「調査の実施」、「調査の委託」、「処分審査処分の決定」等の手続きを定めている。 (2) 懲戒手続規程は、本連盟HPで公開している。 (3) 懲戒手続規程における第8条「調査の実施」および第10条「処分審査」では、調査において違反行為をしたおそれのある者に、聴聞及び弁明の機会を与えるものとして定めている。 (4) 懲戒手続規程では、処分結果については処分の内容、対象となる違反行為、処分の手続きの経過、処分の理由、処分の年月日、処分決定に不服がある場合の対応及び申立期間等について定められており、処分の通知については書面又は電子メールをもって処分決定を通知すると定めている。	57. 懲戒手続規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 懲戒手続規程においては、処分審査については、倫理・コンプライアンス委員会が担当することとなっており、同委員会の委員には、中立性及び専門性を有する弁護士等の有識者が配置される規程となっている。	7. 運営本部・専門委員会・部会名簿（倫理・コンプライアンス委員会） 57. 懲戒手続規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 懲戒手続規程においては、第12条「処分に対する不服申立」が定められており、処分対象者が処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消を求めて仲裁の申立をおこなうことができると定められている。 (2) JOC加盟団体自動応諾条項の採用団体として、平成16年(2004年)11月から日本スポーツ仲裁機構のホームページに掲載されている。 (3) 懲戒手続規程では申立期間について制限を設けていない。	57. 懲戒手続規程 ※JSAA HP内仲裁条項採択状況ページ参照
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 懲戒手続規程における第12条「処分に対する不服申立」において、処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消を求めて仲裁の申立てを行うことができると定めている。	57. 懲戒手続規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理マニュアルを策定し、危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルにおいて、対象範囲、クライシスレベル、体制、アクションリスト、を定めている。 (4) 危機管理マニュアルにおける外部向けアクションにおいて、第三者委員会の設置を定めている。	58. 危機管理マニュアル
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) (2) 本連盟は審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	（1）本連盟は審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）定款において加盟団体の定義、権利、義務及び処分を定めている。 （2）加盟団体規程において、「指導及び助言」について定めている。 （3）加盟団体規程「指導及び助言」では、組織運営及び業務執行についての指導及び助言ならびに情報提供および研修会の実施等による支援が定められており、評議員会等を通じ適宜情報提供を行っている。また、令和7年度臨時評議員会では、コンプライアンス研修会の開催を計画している。	18. 定款 23. 加盟団体規程 46. 令和7年度第4回理事会報告資料 72. 組織図
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）地方組織等の運営者に対しては、文書発送やメール等を通して適時情報を提供している。 評議員会においては、地方組織等の運営や本連盟に係る様々な情報を提供している。 令和7年度臨時評議員会において本連盟のMission・Vision・Valueおよび中期財務方針について説明を行った。また、中学校運動部活動地域展開を推進する為に、令和5年度より加盟団体担当者と中体連担当者が参加する意見交換会 兼 中学生指導者研修会を継続開催している。	59. 令和7年度臨時評議員会次第・議案書 60. 令和6年度中学校運動部活動の地域移行に関する意見交換会 兼 指導者研修会実施要領